

差というものが年々開いてくるわけでござい
ます。この点につきましては、従来から質的改善と
いう点にかなり重点を置きまして、毎年度単価改
定の要求をいたしておるわけでございしますが、必
ずしも所期の目的を達していないことはなほだ
残念に思います。この点につきましては、本年度
七割の改善をしたわけでございしますが、今後とも
努力をしてまいりたいというふうに思います。

【委員長退席、河野（洋）委員長代理着席】
次に、数量差でございますが、これは基準面積
の問題に結論的にはなるわけでございします。今回
の改正法案におきましては、盲・聾・養護学校の
特殊学校につきましては基準改定をお願いをいた
しております。小・中学校につきましては、三十
九年度、四十年年度におきまして基準引き上げが
行なわれたわけでございしますが、その後相当年月
も経過いたしておりますので、教育の現場の実際
というものが非常に進歩しておるわけでございま
すので、そういう点を考慮に入れますと、小・中
学校についての基準改定という問題につきま
す、前向きにぜひ検討をしてまいりたいというふ
うに考えております。

その結果、この単価差あるいは数量差のズレに
よりまして地方団体にだけだけの超過負担がある
かというところでございしますが、政府といたしま
してはまだ的確につかんだ数字はございしません。知
事会議等の御要望はございしますが、政府とし
てつかんだ数字はございしませんので、本年度七
月をめぐりまして詳細な実態調査を、大蔵
省、自治省、文部省、厚生省等の関係各省がそ
れに加わりまして実施をしたい、こういうことで
ございします。その結果を見まして、四十八年度予算
におきましてさらに積極的な諸施策を講じてまい
りたい、こういうことでございします。

○山田（太）委員 いまの御答弁によりまして、私
が知らなかっただけでもありませんが、このたび
初めてやろうというのでございしますが、あるいは
いままですでに何回か調査した、だけれども、す
でに時代も経過しておるし、変更も激しい、した

がって、それは一つのよりどころにはならない、
このためにあらためてやるのか、いままでも何回
やって、どのような効果をあげていたのか、その
点についてもう一度お伺いしておきたい。

○安嶋政府委員 超過負担の問題につきま
しては、四十三年度から四十五年度までの三カ年にお
たりまして一応解消がはかられたというこ
となつておるわけでございします。この調査は四十二
年度に行なわれた調査でございまして、それを根
拠にして、その際明らかになつた超過負担を、四
十三年度から四十五年度までの三カ年間で一応解
消したということでございます。

その内容を申し上げますと、当時超過負担とし
て一応捕捉できたものは百八十一億円という
ことでございします。その中身は、単価差が二十四
億円、国庫負担の充当差が三十二億円、数量差が
百二十五億円というわけでございしますが、百八十
一億円のうち、必ずしも国が負担すべきでないも
のというのが百四十一億円ある。その内容は、単
価差のうち、標準的な設計を越えるデラックス部
分というのがあるわけでございしますが、それが十
六億円、それから数量差のうち、国庫負担の補助
基準を上回る部分が約百億円、それからこの超過
負担の中には、施設費以外に初年度調弁費というよ
うなもの、二十五億円含まれておる。そうしたも
のを除きますと、百八十一億円のうち四十億円が
国の責任において解消すべき額であるということ
になりまして、その単価差分の八億円と国庫負担
の充当差の三十二億円、計四十億円が四十三年度
から四十五年度までの三カ年にわたって一応解消
されたということになっております。なつてはあ
りますが、いま御指摘のように、なお地方超過負
担があるということが各方面から指摘されておる
ものでございしますから、あらためて調査をしてそ
の解消の施策を立てたい、こういうことでござい
します。

○山田（太）委員 いまの御答弁の中の地方超過負
担ですか、その中においての父兄負担というべき
ものはどのような状況であつたのでしょうか。こ

れは当然、義務教育の趣旨から言いましても、ま
ず全面的に解消しなければならぬものだと思
ひます。思つておりますが、その時点において父兄負
担はどのような状況でありますか。

○安嶋政府委員 ただいま申し上げました四十三
年度から五年度にかかます超過負担の解消は、
これは国が地方公共団体に対して超過して負担さ
せておるという分でございます。ただいまお尋
ねの父兄負担の金額はこの外になるわけでござい
ます。その金額は、文部省が毎年行なつておりま
す。その地方教育費調査によりまして、昭和四十二
年度におきましては二十三億円、四十三年度にお
きましては二十二億円、四十四年度におきましては
二十億円というところで、年々漸減はいたしてあり
ますけれども、なおかなりの額の父兄負担と申し
ますが、正確には寄付金と申したほうがいいかと思
ひますが、おそらく寄付の主体は大部分が父兄
であろうかと思ひますが、その寄付金がございま
す。

ただいま申し上げましたように、絶対額は漸減
をいたしておりますし、また建築費の中における
この寄付金の比率も、四十二年の一・六％、四十
三年の一・四％、四十四年の一・一％というふう
に漸減をいたしておりますので、改善の方向には向
かつておると思ひますが、さらにこの方向を進め
るように、国のほうにおきまして必要な予算措
置をし、また地方団体等もそういう方向で指導し
てまいりたいというふうに思ひます。

○山田（太）委員 やはり地方公共団体への超過負
担というものが、ひいては父兄負担増に響いてい
くわけで、これはだれしもいふまでもない問題で
す。そういう点から、当然超過負担の調査という
ものも、父兄負担の解消というものも、大きくそ
の中に包含しながらむしろやっつけていかれるのが至
当ではなからうかと思ひますが、その点はどう
でしょう。

○安嶋政府委員 この父兄負担の問題は、文部省
が毎年度やっております地方教育調査の結果で
ございしますが、超過負担は、ただいま申し上げま

したように、ある年度調査をいたしまして、その時
点のものをまずは解消する、それでなお残れば、そ
の時点であらためてまた調査をして、そしてその
解消をはかつていくというところでございします。そ
ういふ点、的確にその年度年度には対応はいたし
ませんが、マクロで見ますと必要な手が打てる
いうことではないかと思ひますので、必ずしも毎
年度調査すべきことかどうか、これは文部省だけ
で答えたいしかねる問題でもございしますが、そ
の辺には多少問題もあろうかと思ひます。

○山田（太）委員 私の言わんとするのは、マクロ
的にはそれに対して手は打つていくという御答
弁はわかります。しかし、絶えず追つかけていく
ほうで大幅に予算措置ができればともかくも、現
状においてはそれはなかなか望むべくもないこ
とです。したがって、地方公共団体の負担という
ものは絶えず追いついていく状況になつていく
というおそれが多分にあるわけですね。そういう面
から、やはりそういうような手も打つべきじゃな
からうかと、こう思つて御質問申し上げたわけ
です。そういう点からはやはりどうあるべきじゃな
からうかと思ひますが、どうでしょう。

○安嶋政府委員 そのほうが理想的かと思ひま
す。ただ、気持ちは全く先生と同じでございます
が、私どもの具体的な施策といたしましては、や
はり予算の額をふやす、単価を上げる、事業量を
ふやす、そういうことが結局は超過負担の解消の
いわば唯一の手でございしますので、そういう方向
で努力をしてまいりたいというふうに思ひます。

○山田（太）委員 そうすると、その調査と、それ
から予算額を上げるという問題は、直接には関係
がないというふうにもとれるわけですね。マクロ的
に言へばそうでしょう。すぐ密着した問題じゃな
いというふうな感じにも受け取れるわけですね。
これは私の考え方が悪いのかも知れませんよ。
だけれども、やはりきちんきちんと毎年それを
やっつけていくほうが、それに対応した手も早く打て
るのじゃなからうかと考えられるのです。そう
いうような意見もありますので、もう一度しつこ

いようですけれども、それに対してどういってお考えか、お伺いしておきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 それは、先ほど申し上げましたように、文部省だけでお答えしきれぬことでもございませぬので、文部省としても十分検討させていただきますと思ひます。

○山田(太)委員 そこでこの際、大臣にお伺いしておきたいわけですが、大蔵省当局とのいりんな関連もあると思ひます。しかし、屋体とそれから危険校舎に対するこの負担率——ただ校舎だけを二分の一に上げるのではなく、屋体あるいは危険建物に対する負担率もやはり超過負担の大きな要因にもなっておりますし、また、当然父兄負担増——増というよりは、いまの数字から言つて当然増という面から考えれば、父兄負担を解消していくという面から考えれば、当然これも二分の一に引き上げるべきじゃないか。これは何と

いって大臣の力が非常に大ききものを言ひ事柄でございますし、大蔵当局との折衝も非常に苦勞されてはいることはわかつておりますが、この点については、私どもとしてはどうしてもこれを二分の一に当然引き上げるべきではないかというふうな考えを持ってあります。この点について大臣のお考えをこの際強固にお伺いしておきたい。

○高見國務大臣 御意見全くごもっともでございます。屋体にいたしまして、危険校舎にいたしまして、実はこの予算が三分の一が二分の一になりますときに、これはもう喜ばれぬぎりぎり話し合いがついたものであります。御承知のように、道路の場合にいたしまして、土地改良の場合にいたしまして、負担率の増加ということとは、大蔵省としては非常にやがる仕事であつたのであります。これをとつたからには、来年度は何としても屋体なりその他の負担率というものは、二分の一に引き上げるという努力をすることに、私は、私は非常な決意をもつて臨んでおるわけでございます。御協力を願ひたいと思ひます。

○山田(太)委員 そこで、もう一点ですね。これは昨日、人口急増都市協議会の陳情が実はあつたわけですが、その中の一つでございますが、これもやはり文部省だけというわけにはいかないのかもしれませんが、いまの木造校舎等について、この測定基準ですが、現在四千五百点になっておる。これを五千点に引き上げてほしい、こういう要望が非常に強いわけですが、大事な問題でございますので、これについてもひとつ大臣から、どのようなお考えか、御答弁をお願いしておきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 大臣の御答弁の前に、ちょっと事実関係について御説明を申し上げます。御承知のとおり、現在危険校舎の認定の基準は四千五百点以下ということになっております。四千五百点以下の危険面積が小学校から高等学校、幼稚園まで含めて八百八十五万平米でございます。これは総量でございます。そのうちいわゆる国の補助基準内の面積は五百八十八万平米ということでございます。現在はこの五百八十八万平米に對して、毎年度約百万平米の予算措置をいたしておるわけでございます。原則として、ただいま申し上げましたように、四千五百点以下でございますが、特殊教育諸学校の場合、それから特別豪雪地帯の場合、それから震災対策上特に必要のある場合等につきましては、実は四千五百点以上五千点までのものを補助の対象にしておるといふ段階でございます。私も将来の方向といたしましては、関係方面の要望も非常に強うございまして、四千五百点という基準点数を五千点まで引き上げる方向で今後努力をしていきたいというふうに考えております。

○山田(太)委員 大臣の御答弁にいたぐ前に、実はこれがきのう陳情に見えた方々の陳情書です。その中に「大都市およびその周辺地域における戦災による被災鉄筋造等の建物の改築、および五千点以下の木造建物の改築について児童・生徒の生命を保護するため、また震災対策として、これに要する経費の予算措置を講じていただきたい。」これはそのまゝの文章を読んだところでございますが、いまの局長の御答弁も、その中の半分は御答

弁になつておるわけですが、いまの点も含めてその点について大臣から御答弁をお願いしておきたい。

○高見國務大臣 これは昭和二十三年、四年に、あるいは二十七年くらいまでにできました鉄筋コンクリートの建物は代用セメントを使つております。したがうして、普通の状態においては実は老朽にもならない、若朽なんですね。しかし震度の高い地震にはとても耐えられない。私は私みずからこれを経験をしたのであります。私は私み御承知のように、建設当初一万点、一年を経るごとに百五十点ずつ減つてまいります。と、大体三十何年かでは老朽になるわけですが、その間台風だとか何とかが幾らかずつ減点はいたしませんけれども、実は私は五千点の限度というものは、震災がどうの、豪雪がどうのということでは、各学校とも五千点を最低の限度にいたしたいという考えでたゞいまやっております。これが実はいつ震災があるかわかりません。いつ台風があるかわかりません。いずれにいたしまして、大ぜいの子供を預かつておつて、昼間にこういう災害がありますというたいへんな犠牲を出すということになるわけでありまして、この犠牲を防ぐ意味から申しまして、この点数はすみやかに上げなければならぬ。すみやかに上げると申しましても、御承知のように百五十点で五百点上げるためには三年そこそこなんですから、五千点がいいのか、五千五百点がいいのか、これは実際問題について検討してみなければならぬ問題だと思ひますけれども、実は老朽校舎、老朽校舎とよく言いますけれども、若朽校舎が非常に多い。この問題に私どもはいまのうちに手をつけておかなければたいへんなことになるという考え方に立つておりますので、御指摘の点はよくわかつております。十分努力するつもりでおります。

○山田(太)委員 五千点あるいはいまの大臣の御意向によると五千五百点にでもというふうなお気持もあるやにお聞きしたわけですが、いわゆる戦災による被災鉄筋造の問題について、これは東

京都のみではないですけれども、震災対策ということも含めて、それに対しての早急な対策というものは、まだ全然立ててないのではありませんか。これに対してはどういう対策が立ててあるのか。これはひとつ局長にお伺いしておきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 大臣の答弁をちょっと補足させていただきますが、これは木造校舎についてだけ現在点数をつけておるということでございます。鉄筋校舎につきましてはつけてないわけでございます。つけてないために危険度の確にわからないうことがあるわけでございますが、私どもは、ただいま大臣のお話にございましたように、鉄筋建築でありまして、危険なものあるいは不適格なものは、これは点数がついていなくても危険校舎改築の対象にしたい。特に大震災に対する対策が必要な地域におきましては取り上げていきたいということ、実際の執行を行なつておるの

それから、震災対策でございますが、これは総理府の中央防災会議におきまして、大都市を中心

にいたしまして、震災対策推進要綱というものが定められております。この中にはもちろんいろいろなことが書いてあるわけでございますが、教育関係につきましては、学校は幼い子供がたぐさん集まる場所でもございまして、かつまた、震災が起

こりました場合には、防火の拠点あるいは避難の拠点になるわけでもございまして、そういう観点から特に学校建築の整備につきましては前向きで対処したいという基本方針が策定されております。したがうして、そういう方向に従ひまして、私どもも先ほど申し上げましたように、四千五百点をこえる点数のものであつても補助対象にする、あるいは鉄筋校舎であつても補助対象にする、こうした施策を講じておるわけでございます。

○山田(太)委員 もうちょっと具体的に、その点についてそういう基本姿勢でというだけでなくて、現実においてどうやってきた、これからはこ

そから、震災対策でございますが、これは総理府の中央防災会議におきまして、大都市を中心

にいたしまして、震災対策推進要綱というものが定められております。この中にはもちろんいろいろなことが書いてあるわけでございますが、教育関係につきましては、学校は幼い子供がたぐさん集まる場所でもございまして、かつまた、震災が起

こりました場合には、防火の拠点あるいは避難の拠点になるわけでもございまして、そういう観点から特に学校建築の整備につきましては前向きで対処したいという基本方針が策定されております。したがうして、そういう方向に従ひまして、私どもも先ほど申し上げましたように、四千五百点をこえる点数のものであつても補助対象にする、あるいは鉄筋校舎であつても補助対象にする、こうした施策を講じておるわけでございます。

○山田(太)委員 もうちょっと具体的に、その点についてそういう基本姿勢でというだけでなくて、現実においてどうやってきた、これからはこ

そから、震災対策でございますが、これは総理府の中央防災会議におきまして、大都市を中心

にいたしまして、震災対策推進要綱というものが定められております。この中にはもちろんいろいろなことが書いてあるわけでございますが、教育関係につきましては、学校は幼い子供がたぐさん集まる場所でもございまして、かつまた、震災が起

こりました場合には、防火の拠点あるいは避難の拠点になるわけでもございまして、そういう観点から特に学校建築の整備につきましては前向きで対処したいという基本方針が策定されております。したがうして、そういう方向に従ひまして、私どもも先ほど申し上げましたように、四千五百点をこえる点数のものであつても補助対象にする、あるいは鉄筋校舎であつても補助対象にする、こうした施策を講じておるわけでございます。

○山田(太)委員 もうちょっと具体的に、その点についてそういう基本姿勢でというだけでなくて、現実においてどうやってきた、これからはこ

そから、震災対策でございますが、これは総理府の中央防災会議におきまして、大都市を中心

にいたしまして、震災対策推進要綱というものが定められております。この中にはもちろんいろいろなことが書いてあるわけでございますが、教育関係につきましては、学校は幼い子供がたぐさん集まる場所でもございまして、かつまた、震災が起

こりました場合には、防火の拠点あるいは避難の拠点になるわけでもございまして、そういう観点から特に学校建築の整備につきましては前向きで対処したいという基本方針が策定されております。したがうして、そういう方向に従ひまして、私どもも先ほど申し上げましたように、四千五百点をこえる点数のものであつても補助対象にする、あるいは鉄筋校舎であつても補助対象にする、こうした施策を講じておるわけでございます。

りやつていくという具体的な面をもう少し出してもらいたいと思います。

○安嶋政府委員 震災対策として取り上げなければならぬ坪数は、私も一応四十二万平米というふうな把握をいたしておきます。これは東京都、横浜といった首都圏の大都市が主として対象になるわけですが、大臣からも御説明いたし、私からも申し上げましたように、四千五百点以上のものであっても、そういう地域におきましては、震災対策上の観点から特にこれを執行上の問題として取り上げてまいりたいという考えでございます。

○山田(本)委員 これは重大な問題ですからね。いまは四十二万平米という数字が出ています。これが鉄筋あるいは木造にかかわらず、いわゆる耐震対策上早急に改築なりあるいは改造なりに取り上げていかなければならない平米だ、そういう意味ですね。

そうすると、これに対してどのように進めていくとするのか。ただ平米が出ただけで、申請があればそれを認めていくというだけでなく、それに対しての文部省としての――問題が震災ですから、それに対しての具体的の方策というものは文部省は手待ちのかつこうですか。それに対しての方策というものは具体的にどのようになていくのか、それは全然考えられていないのですか。

○安嶋政府委員 四十二万平米を、具体的に、たとえばその年次計画をもつてどういうふうな解消するかというところはまだきめていないわけですが、先ほど申し上げましたような基本方針に従いまして、東京都その他から具体的な改築の申請が参りましたときには、これを優先的に考慮をするという方向で処理したいというふうに考えております。

○山田(本)委員 もう一つ、優先的に処理したいということですね。それは文部省として指示を与えて、それによって東京都なり横浜市なりから申請してくる、その状況がいまおっしゃった四十

二万平米でしょう。これに対しての申請はどのような状況でなされてき、それをどのように措置していくかという大きな問題点についての御答弁がないから私は何べんも聞いています。

○安嶋政府委員 実は、四十七年度の予算の執行につきまして、ただいま各都道府県から計画につきましても、説明を受けておるわけですが、その中で、ただいま先生御指摘のものがどれくらい含まれておるか、まだ集計はいたしておりませんが、そういうものをおそらくかなり入っていると思います。先ほど申し上げましたように、重点的にこれは取り上げてまいりたいというふうに考えています。

○山田(本)委員 まだ詳細な把握はできていないような感じがします。この四十二万平米そのものも、まだ具体的な把握ではないように思われますので、その点について強力な措置方を強く要望しておきたいと思えます。

そこで、問題を次に移しますが、この法案の中にあります統合校舎等の新増築事業について、今回新たに統合予定の場合も国庫負担事業の対象にするということになっております。そこで、この国庫負担事業として認定する場合、この統合予定の事実認定は何によってなさろうとするのですか。

○安嶋政府委員 事実認定の方法でございますが、これは統合の予定ということでございまして、確定な予定であることが必要わけですが、また、それを認定する方法といたしましては、学校の設置に関する町村の条例に統合が明確に規定されておる、条例が改正されて統合が決定されておること、統合の時期が明示されておること、そういうことを調査によりまして確認して補助対象にしてまいりたいというふうに考えております。

○山田(本)委員 そうすると、条例が改正されるということが一つと、それから時期が明示されるということが一つと、この二点がそろえばそれを事実認定の根拠とする、そういうわけですね。

そこで、現在の過疎地域振興計画に定められた統合校舎あるいは離島振興対策実施地域の小・中学校の建設は国庫負担率は三分の二になっている、これは当然なことかもしれませんが、その三分の二になっているというものはなぜ三分の二になったのか、これは次の質問の提起のために一べんお伺いしておきたいと思えます。

○安嶋政府委員 現在大都市におきましては、過疎の問題に伴うブレハ校舎等の問題が起きておるわけですが、実は学校統合というものは主として過疎地域の問題でございます。もちろんそれだけではございませんが、そこに多いわけでございます。離島あるいは過疎地帯というのはそういう地域に該当するわけでございます。また、一般論といたしまして、財政的にも力が十分ではないというふうなこともございまして、特別法をもつて補助率のかさ上げが行なわれているということであらうと思えます。

○山田(本)委員 そういたしますと、いまの御答弁から考えますと、やはり財政負担の面が一つと、それから過疎、学校自体の児童なり生徒なりその数の面から当然考えられてはおることとございまして、これは過疎地帯になりますと、生徒あるいは児童数の点からいえば反対の現象ですね。ところが、負担という面においては、これは同じく人口急増市町村の負担というものは、かつて過疎市町村よりも負担が多いのじゃないかという点を考えるわけですが、それについての文部省としての過疎市町村あるいは一般市町村あるいは人口急増市町村――人口急増市町村というのはどういふものを人口急増市町村とするのか、あるいは過疎市町村はどういふものを過疎市町村とするのかという点、あるいは文部省と自治省によって相違があるのかないのか、そういう点も含めて、文部省と、自治省によって基準の差があるのかないのか、それがまず第一点。

それからもう一つは、過疎市町村あるいは一般市町村あるいは人口急増市町村等に分けて、それぞれの小中学校施設整備費についての負担という

ものを調査されたことがあるかどうか。ということとは、いまの負担という問題については、生徒数、児童数という点については、過疎地域あるいは過密地域、これは反対ですからね。だけれども、負担という点においては過疎地域よりも過密地域、人口急増市町村のほうが負担が大きい。人口比から見ても非常に違うわけですね。その点の調査はされておるかどうか。

○安嶋政府委員 過疎町村の範囲であります、これは過疎対策法に基づきまして、自治省がその町村が該当町村であるというのを告示をいたしております。したがって、それに対する施策は政府全体を通じて一貫と申しますか同様に執行されておるわけでございます。それから過密と申しますか、人口急増町村でございますが、これは文部省の土地購入費に対する補助の場合でございますが、小・中学校の児童生徒の数が補助対象年度の前三か年間にございまして、小学校の場合はその増加率が一〇％以上で、かつその増加児童数が五百人以上、中学校の場合はこの五百人が二百五十人になります。それからもう一つの点でございますが、増加率が五％以上でかつ増加児童数が千人以上、中学校の場合はこれが五百人以上ということになります。

これが児童生徒急増市町村の基準でございますが、自治省におきまして地方財政関係の施策措置も全部このところの基準で行なわれておまして、その間にそこが合わないわけでございます。同じような基準で過疎、過密の対策が行なわれているというふうにお考えいただいていいかと思えます。

それから、人口急増町村における教育費の負担割合でございますが、御指摘のとおり、一般の町村に比べまして若干高いわけでございます。自治省の全国調査によりますと、市町村の普通会計における教育費の支出総額は、全国平均では一八・八％でございますが、ただいま申し上げました児童生徒急増町村におきましては、これが二一・六％ということになっております。この中に含まれますが……。

○山田(太)委員 それはいつのデータですか。

○安嶋政府委員 これは全国調査の計数は四十四年度、それから児童生徒急増町村のデータは四十五年度でございます。一年度ずつておりますが、大体の傾向としては御理解いただけるかと思ひます。

それから普通会計の歳出予算総額の中における小・中学校の建設費でございますが、これは自治省調査による全国平均でございますが七割といたこととございますが、児童生徒急増町村におきましてはこれが一〇・三割といたことで、急増町村のほうが全歳出に占める教育費あるいは建築費の割合が若干上回つておるといふような実態でございます。

○山田(太)委員 これは自治省から出ております資料ですが「地方財政の状況」とこの三月に来た分ですね。それによりまして、先ほどおっしゃつたのは四十四年度と四十五年度でしたね。この分は四十五年度の人口急増市町村等における小中学校施設整備費の比較がこの資料から出てくるわけですが、それによりまして、人口急増市町村これはその学校施設整備費の全体に占める割合が二九・一割、それから一般市町村は一七割、それから過疎市町村は一五・六割、そこで人口の一人当たりの額を見ますと、人口急増市町村は四千七百円、したがって児童生徒数多いところでは児童生徒数多いところで人口一人当たりが四千七百円、一般市町村は二千五百円、過疎市町村は三千円、この資料から計算してみてもこの結果が出てくるわけですね。

したがって、私の言わんとするところは、過疎の場合は当然いとして、人口急増市町村に対しても同じ配慮が加えられるべきではないか。すなわち、国庫負担率を三分の二に引き上げていくべきが当然ではないかという結論になるわけですが、道理の上から、筋論からして。その点についてはどうお考えですか。

○安嶋政府委員 おっしゃるとおりだと思ひます。したがって、四十七年度の概算要求をい

たしますときに、私も児童生徒急増市町村につきましては補助率は三分の二でお願いしたいといふふうな要求いたしました。ただ、これは通らなかつたわけでございます。ただ、先般申し上げたおりましたように、小学校の補助率が三分の一から二分の一になった、これは当然なことといへば当然なことでございますが、そのことによつて実質的に利益を受けるところはどこかと申しますと、大部分が人口急増町村である、児童生徒急増町村であるといふことで、本年度はちよつと別な面からの措置ではございまして、人口急増町村につきましてはそうした財源措置を、財政上のゆとりができておるといふことが申し上げ得るかと思ひます。同時に、建築費だけではなくて用地費につきまして、昨年度の二十億円の補助が五十三億三千万円といふふうになつて伸びを見ておりますので、児童生徒急増町村全体といたしましては昨年よりははや前向きな施策が組まれていたといふことが申し上げ得るかと思ひます。

○山田(太)委員 これは大臣にお答え願ひたいわけですが、前向きであるといふことはもちろん認めます。努力は多とするとところでありまして、やはり過疎地と同じように三分の二に引き上げてほしい。しかもそれ以上の負担をしておるのでありますから、これは当然小学校の校舎が二分の一に引き上げられた、屋体と危険校舎についてはそのまま据え置きであります。これが二分の一に引き上げられたといふことは大きな前進であります。したがって、最初にほんと、大臣に強く要望したのはその点でございますが、同じく三分の二に引き上げるという措置、そういう点もやはりある条件のもとには認める方策といふものを考えていかないと、こんでもないことになつていくんではないかと思ひますが、その点どうでしょうか。

○高見国務大臣 それはもう山田さんのおっしゃるとおりであります。文部省の立場からいたしますと、ぜひやってもうたいたいという立場に立つておるのでございます。ただ、これは御承知のようになり二分の一になった、この受益者は人口急増地

帯が最も多いであらうといふことは予測できるものであります。問題は、これから先どう取り組むかという問題であります。取り組み方につきましては、先ほど私が申し上げたとおり、私は全力を上げて屋体もこれによし、増改築もこれによしといひたいと考へております。ことし二分の一にして、一挙にまた三分の二といふことが實際問題としてできるかどうかといふことになつて、まことに申しわけない話でありますけれども、私、自信をもつて必ずやりますといふお答えはできません。けれども、この問題は漸を追うてやるべき問題である。まず体育館をやる、次に増改築をやる、そういう地方財政と国の財政とのにらみ合いの上で三分の二に持つていくといふ方向へ持つていくのが最も現実的政治的な姿ではないであらうか、私はさう考へております。

○山田(太)委員 大臣のおっしゃることもよくわかります。ただ、先般、いまおっしゃつた屋体なりあるいは危険建物の増改築、これに對してもやはり国庫負担率を二分の一に持つていく、これはいま早急に急を要する問題だと思ひますので、できれば与野党もひとつ議員立法にまで持つていきたい、あるいは修正したいくらい、そういう熱意を持つております。ただ、単なる附帯決議だけではない、そういうふうなものを持つております。しかし、それはまた別の問題として、過疎、その反対の人口急増、これはそれとまた別個に扱う必要があるのじゃないかと思ひます。いまの問題と両方、二つについて大臣の考へをお伺ひしておきたい。

○高見国務大臣 お話の点はよくわかります。実は、私は議員であつたら私も議員提案の賛成者の一人になつたであらうと思ひます。しかし、御意見は貴重な御意見として私は尊重して伺つておきます。また御意見のように前進する努力を懸命に尽くしていきたいといふことだけを申し上げておきたいと思ひます。

○山田(太)委員 人口急増市町村についての御答

弁は、先ほどの御答弁があつたですから、一応これ以上は進まないと思ひますからこれだけにいたします。まだお伺ひしたい問題点がたくさんありますが、時間の関係もありまゝです。この法案の中の一点をまずひとつお伺ひしておきます。

そこで、これは当局から出していただいた法律案資料ですが、この三ページ、新旧対照の第五条の改正の欄ですが、そこにカッコで「児童又は生徒の数の増加をもたらす原因となる集团的な住宅の建設その他の政令で定める事情があるため」ということを入れておられるわけですが、この「その他」というものの意味ですね、当然これは具体化されたものになつていなければいけないわけですが、この「その他」といふものを含めて政令の内容はどのようなものか、ひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 この政令といたしましては、現行政令に集团的な住宅の戸数を三百戸以上といふふうに規定したものがあつたわけといたしまして、さしたるはその基準でまいりたいといふふうに考へておりますが、今回の改正によりまして「その他の政令で定める事情」といふものが追加になつたわけといたしまして、この「その他」が何であるかといふことが問題になるわけといたしまして、私もさう考へておりました。これはこの点は実態を調査いたしました。さらに正確を期したいと考へておりますが、一例として考へておきますのは、集团的な住宅の建設ではなくて、バラ建住宅がいわば雨後のタケノコのように出てくる場合がありまして、その対策が非常に困難な課題であります。また、また集团的な住宅でありますところから、かじめ予定もできるわけといたしまして、場所も固定されているわけといたしまして、比較的施策が講じやすい。ところが、バラ建住宅の場合はなかなかそうはいかないといふことがございまして、そのした事態を含めてまいりたいといふふうな考へておりますが、ただそのバラ建住宅の実態が、実を申し上げてまだ十分把握し切れていない

「というふうなこともございますので、そうした点を調査した上で、さらにこの「政令で定める事情」を拡大する方向で検討してまいりたいというふうに考えます。」

〔速記中止〕

○河野(洋)委員長代理 ちよつと速記をとめてください。

○河野(洋)委員長代理 速記を始めてください。
○山田(太)委員 先を急ぎますが、いまの御答弁によつて集団的な住宅というだけでなしに、バラ建ちも含めて検討するという御答弁で一応この際は満足しておきます。

そこで、ほかの質問はまた別の機会に、一般質問のときに行ないたいと思つたので、その点は保留しておいて、最後に一つ伺いたいのは、これは先ほど申し上げたとおり「公害防止事業の強化について」という要望書の書類ですが、「昨今の公害の拡大に伴う学校環境の悪化を救うため、公害防止対策事業を拡大し、国庫補助率を引き上げていただきたい。」この問題が一つ、それからもう一つは、校地取得に對しての補助を法定化できないか。現在は年限が大体きまつていますね。だからこれを法定化するか、あるいは年限を延ばすか、そういう考えに立たないかこの処理はどうにもならぬと思つた。現在、八王子市においても、あるいは千葉方面においても、あるいは神奈川県、横濱等々、集団住宅、マンションにしても、あるいは公園住宅にしても、それを当然やらない。ほかの問題もありますが、学校校地の問題も含めていま拒否するような状況になつておるわけですね。この点も、いまの現実の問題の解決を行なうと同時に、将来に對しての措置といたしましてこれを法定化するか、あるいは年限を延ばすか、そのどちらかが要するのじゃないかというふうに思つたわけですね。この点にお答えしていただきたいこと、もう一つは、いまの公害防止事業についての補助率を上げる、これはいま一番大切なことと思つたので、この点にお答えをいただいております。もう一つお聞きしたいことがありますか。

ら、ひとつ親切なお答えをしていただきたい。
○安嶋政府委員 公害防止事業についての国の補助率でございますが、これは御承知のとおり、昨年制定されました公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律という法律の施行令におきまして補助率がきまつておるわけでございます。現行政令におきましては、小学校の補助率が二分の一、中学校の補助率が三分の二というところでございまして、実はこれは昨年制定された政令でございまして、その当時は小学校が三分の一でございまして、いわば一格上げて二分の一にした、中学校は二分の一であつたから、それを一格上げて三分の二にしたというところでございまして、今回お願いいたしております法改正によりまして、小学校が二分の一になりますれば、中学校と同じようにこの二分の一を三分の二に直したいというふうに考えております。

それから、用地購入費の制度を法定化するという点でございまして、結論的に申しますと、これはもう少し時間をかけて検討したいということでございます。その理由は、制度の発足が四十六年度ということでございます、一応たてまえとしてたしましては五十年までの暫定措置ということとでございますので、ただいまのところはこれは立法化するというところまで踏み切つてはいないわけでございますが、ただこれも自治省等との関連もございまして、その点は十分検討させていただきます。

年限を延ばすことにつきましては、まだ年次計画の二年目でございますので、もう少し年次計画の進行を見た段階でさらに検討したいというふうに考えております。
○山田(太)委員 まだ二年目だといつても、もうすぐ来ますからね。いまからひとつ計画を練つておいてもらいたいですね。そうしないと場当たり的なものになってしまうから。場当たりのことにならないように強く要望する意味から、その点も要請しておきたいと思つた。

そこで、これで最後ですが、公害対策の一環として、

いたしまして、もう一つは、教育の環境整備という問題からいたしまして、あるいは都内の大気汚染あるいは大都市の大気汚染という問題からいたしまして、これは鹿児島県の谷山北中学校が現在校庭をどんどん芝生にしていつている。しかも、その芝生にしたことによって緑と花に囲まれた学校——この前同僚の有島議員から、へいは緑の鉄筋のへいではなくて木立ちに囲まれたへい、緑に囲まれたへい、そういう発想の質問もありまして、これは強く実現をはかるといふお考えの大臣の御答弁がありました。これと関連をいたしまして、校庭を芝生化していく、鹿児島県においては成功してどんどん芝生化しているようです。私はこれは地元で聞いたことで、見たわけじゃない。これはお断わりしておきますが、非常に好成績のようです。追つて百十三校ですか、どんどんふえておる。芝自体は百種類以上あるそうですが、その土地土地に合った芝というものが、東京都内の校庭においても合う芝があるというふう聞いております。どこの場所においても合う芝というものはあるそうです。そういう意味から、鹿児島だけでこれが成功したという例ではなくて、やはり全国的にも校庭の芝生化という問題は、緑の環境をつくる、あるいは大気汚染からいつても、あるいは学童のけがをするのを防ぐという意味からいまして、あらゆる点からいってこの校庭の芝生化ということは非常に価値あるものと、これは実行している地元について、判断されております。こういう点について、いまのいけがきの問題、校庭のへいの問題と同時に、校庭の緑化あるいは芝生化という点についてお答えをひとつ大臣から願つて、質問を終わりたいと思つた。

○安嶋政府委員 校庭の芝生化という問題につきまして、鹿児島県でたいへん成功しておるといふことは私も何とております。方向としてはたいへんけつこうなことだといふふうに考えております。これは実は体育局の事務でございしますが、公害対策として行なわれております健康増進特別

事業というのがございまして、この実施事業につきまして最近実態調査を行なうことにいたしておりますが、その実態調査の項目の中に、学校環境の実態というのがございまして、その中身は芝張り状況と樹木の状況でございます。こうした状況を現在調査をいたしております。これはいわゆる公害校だけでございまして、前向きな施策の資料にしたいということで調査を進めております。

先生のお話は、全般としてたいへん望ましい方向であるといふふうに考えますが、ただ体育局当局の意見をちよつと聞いてみますと、百メートルのトラックあるいは二百メートルのトラックというよりなものが現在ほとんどの学校にあるわけでございます。鹿児島の場合にはそれに芝を張つておるようでございしますが、そういうものを全部芝生化してしまふと、たとえば体力の測定というふうな場合に困難を感じるという問題点もあるのではないかと、このことを指摘いたしておりますが、方向としてはたいへん望ましいことではないかと思つた。

○高見国務大臣 せつかくのお尋ねでございますからお答えを申し上げます。
校庭の芝生化の問題、これはあとの管理の問題で、一応は成功いたしましたもなかなかたいへんな問題が残るであろうと思つた。思ひますけれども、非常にいいことだと思つた。

先日、有島委員から校庭の緑化の問題がございまして、私は震災対策として考えます場合に、校舎はなるほどつぶれたが、しかし火災の問題だけは避けたい問題であると思つた。したがつて、学校を取り巻く環境に、針葉樹ではだめであります。針葉樹をたくさん植えていきましたと、火災についてはある程度防衛ができるという意味において、私は有島さんに賛意を表したわけでありました。そういう意味において、現実的に起こつておる環境破壊という問題もさることながら、長い目で見た環境というものの整備というものを、

先生のお話は、全般としてたいへん望ましい方向であるといふふうに考えますが、ただ体育局当局の意見をちよつと聞いてみますと、百メートルのトラックあるいは二百メートルのトラックというよりなものが現在ほとんどの学校にあるわけでございます。鹿児島の場合にはそれに芝を張つておるようでございしますが、そういうものを全部芝生化してしまふと、たとえば体力の測定というふうな場合に困難を感じるという問題点もあるのではないかと、このことを指摘いたしておりますが、方向としてはたいへん望ましいことではないかと思つた。

先生のお話は、全般としてたいへん望ましい方向であるといふふうに考えますが、ただ体育局当局の意見をちよつと聞いてみますと、百メートルのトラックあるいは二百メートルのトラックというよりなものが現在ほとんどの学校にあるわけでございます。鹿児島の場合にはそれに芝を張つておるようでございしますが、そういうものを全部芝生化してしまふと、たとえば体力の測定というふうな場合に困難を感じるという問題点もあるのではないかと、このことを指摘いたしておりますが、方向としてはたいへん望ましいことではないかと思つた。

○高見国務大臣 せつかくのお尋ねでございますからお答えを申し上げます。
校庭の芝生化の問題、これはあとの管理の問題で、一応は成功いたしましたもなかなかたいへんな問題が残るであろうと思つた。思ひますけれども、非常にいいことだと思つた。

先日、有島委員から校庭の緑化の問題がございまして、私は震災対策として考えます場合に、校舎はなるほどつぶれたが、しかし火災の問題だけは避けたい問題であると思つた。したがつて、学校を取り巻く環境に、針葉樹ではだめであります。針葉樹をたくさん植えていきましたと、火災についてはある程度防衛ができるという意味において、私は有島さんに賛意を表したわけでありました。そういう意味において、現実的に起こつておる環境破壊という問題もさることながら、長い目で見た環境というものの整備というものを、

先生のお話は、全般としてたいへん望ましい方向であるといふふうに考えますが、ただ体育局当局の意見をちよつと聞いてみますと、百メートルのトラックあるいは二百メートルのトラックというよりなものが現在ほとんどの学校にあるわけでございます。鹿児島の場合にはそれに芝を張つておるようでございしますが、そういうものを全部芝生化してしまふと、たとえば体力の測定というふうな場合に困難を感じるという問題点もあるのではないかと、このことを指摘いたしておりますが、方向としてはたいへん望ましいことではないかと思つた。

やはり学校交通、文教施設には考えていかなければならぬ問題ではないか。いまのお話に全く同感であります。同時にまた、そういう考えのもとに私はこの仕事を進めてまいりたい、かように考えております。

○山田(大)委員 以上で質問を終わりますが、校庭のいわゆる芝生化という問題はこれは大事な問題だと思ひます。いろいろな点の問題点を内包しているが、それを解決する一つの手段にもなると思ひます。その維持管理費についても相当低廉な維持管理費でできておるようです。それから芝自体の問題も、これはやはり農林省等とのタイアップも当然要すると思ひます。したがって、その点も勘案して強く進めていかれんことを御要望申し上げて、自治省並びに大蔵省の関連の質問はまた別の日にあらためて申したいと思ひますので、以上で質問を終わります。

○丹羽委員長 鈴木一君。

○鈴木(一)委員 時間もございせんので、同僚議員との重複を避けて端的に二、三の問題についてお答え願ひたいと思ひます。

この法案を見まして、何となく片手落ちのような感じがいたします。というのは、補助率を引き上げたことはいいわけでございますけれども、屋内運動場がそのまゝになっておる、それからまた、危険校舎のほうもそのまゝになっておる。片手落ちだと思ひますのでありますけれども、これは文部省としては、大蔵省との折衝の段階でも十分努力をされたが、やむを得ず今回はこの段階にとどまったというふうに理解しておりますが、来年度は少なくともこの問題をそれぞれ解決し得る見通しはございせんか。大臣にひとつ……。

○高見国務大臣 これは私もはなはだ片手落ちだと思つております。しかし、ここまでござつてけるのには容易ならぬ苦勞があつたこともひとつ御理解をいただきたいと思ひます。したがって来年は、足がかりができましたから、ぜひこれを實現いたしたいと思ひますので、何ふんの御協力をお願い申し上げます。

○鈴木(一)委員 協力はやぶさかじゃありませんが、あと一押しだと思ひますので、せつかくの御努力を期待するものであります。

次に移りたいと思ひますが、今度のこの法案によりまして、養護学校の補助率が従来の二分の一から三分の二になるわけでございますが、補助率を上げることによつてむしろ養護学校の設立がぐんぐん進むというふうな考えを持つておられるのか。必ずしもそうじゃないとするならば、どこに一体問題があるのか。そういう点について大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○岩間政府委員 ただいま先生御指摘になりました補助率の改定というものが、私どもは養護学校にとつてはきつめて効果的であらうというふうな考へておるわけでございますけれども、しかし、先生、前から非常に御関心がございまして、この点についてはむしろ釈法ということになるかもしれないが、養護学校の場合には、非常にもその費用がかかるという点ではこれは免れない点でございます。しかも特定の地域に非常に片寄るといふこともあつたわけでございます。

たとえば、今後養護学校を完全につくるといういたしますと、東京都では五十校ぐらゐ必要である、神奈川県では三十校ぐらゐ必要であるといふふうなことでございまして、これは土地の事情その他を考へましても、それだけ考へましてもかなりむずかしい問題であらうと思ひます。それから、一校つくりましますのに、東京近辺でございまして七億から十億ぐらゐかかる。それに對して収容人員が二百名から二百五十名ぐらゐということでございますと、一人当たり三百万円ぐらゐの費用になる。ただいま府県では非常に財政状況も悪くなつておりますし、私は当事者の熱意がないといふことではないと思ひますけれども、しかし非常な努力を要する問題であらうといふことではないかと思ひます。

先生の御指摘もございまして、私どもかねてからこの問題は、何とか解決しなければいけないといふふうに考へておりますので、国会が終つてしま

したら、私どもひとつ積極的に各地方公共団体に働きかけましてその促進をはかつていきたいといふことを考へておる次第であります。

○鈴木(一)委員 局長のおっしゃるとおり、確かに金もかかることだらうと思ひます。しかし、一國の福祉政策として、どうしてもこの道は拡大しなから進んでいかなければならぬ道だと私は思つてございまして。今回補助率が上がったことはけつこうだと思ひますけれども、それだけでは問題の解決ができませんと思つております。特に由児とかその他については、盲学校、聾学校はもちろんのことでありますが、やりやすいものにはけつこう各自自治体も手をつけておるわけですね。しかし、精神のやうな、どう取り組んでいいかさっぱりわからぬ、同時にまた、國の方針もまだはつきりしていないといふものについては、どうして手を出したがるまい。しかし、こういう児童を持つて父兄からは、いろいろな形でそういう学校の設立が最近要望されてきておる。地方としてもそれにこたへたい。これは金の問題じゃない。何とかしなければならぬといふふうなところまで来ておると思ひますのでございまして、そこまでは踏み切れないでおる府県もあると思ひますのでありますが、現在精神関係の養護学校がまだ設立になつていない県は、具体的にどこでございましょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○岩間政府委員 現在精神の養護学校がございせん県は二十三県でございまして、具体的には岩手、秋田、山形、栃木、山梨、滋賀、広島、愛媛、佐賀、鹿児島、こういうところとございまして。なお、県立のものがないところがこのほかに群馬、埼玉、石川、福井、岐阜、静岡、兵庫、鳥取、島根でございまして。

○鈴木(一)委員 養護教育というのは義務教育なんでしょう。そうじゃないですか。

○岩間政府委員 仰せのとおりでございまして。

○鈴木(一)委員 それならば、文部省としても、いつ何日までつくるべきだといふふうなはっきり

した政令が当然出ていいはずだと思ひますが、まだ出ていないんじゃないですか。

○岩間政府委員 これは当然方針としましては義務教育といふことでございましてけれども、やはり義務教育といふふうな形にいたしましたためには、単に各県で一つつくればよいといふふうなものではございせん。やはり全部を収容できるような体制が整ひましてからこれは義務教育を実施する。それまでは拡大をしましてまいりまして、そういう子供の中で優先的に措置をしなければならぬ子供から解決をしていくといふふうな方向でしばらくは進んでいかざるを得ないのじゃないか、そういうふうな考へております。

○鈴木(一)委員 徐々に拡大しながらつていくわけだといふのも一つの方針だと思ひますけれども、こゝまでくれば、一応その県によつて一つの学校じゃ間に合わない、三つも四つも、あるいは十も必要だといふ県もあるかもしれないけれども、やはり全部ができなくても、いつ何日までとにかくつくらなければならぬといふふうな政令を公布して、追い込んでいくといふふうな熱意が、國の施策を担当する文部省にあつてもいいと私は思ひますけれども、そういうものがなかなか、國のほうも、むずかしい仕事だから、金もかかるし、適当なこと考へておるのだらうといふふうなことで、県のほうもそれを受けて強くやろうと思ひない、両方が足踏みをしているといふふうなかつこうだと思ひますが、こゝまで来れば、ある一定の期限を区切つて、はつきりそれをつくるべきだ、そのためにこういう積極的な援助をするといふふうなけじめをつける段階に来ているのじゃないかといふふうな感じがするのです。大臣どうですか。

○岩間政府委員 確かに先生のおっしゃるような点もございましてと思ひますが、しかし、たとえば学校が十必要なところで一つつくつて、いやもう自分のところはこれで義務は済んだといふふうなされても困る面がございまして。先生の御趣旨はまことにございまして、私どもそ

ういう方向で具体的に促進ができるようにもう少し考えてみたいということをごさいますして、別に先生のおこたを否定するということではございません。

○鈴木(一)委員 時間があまりないのであれですが、とにかく必要なものを全部一度にここにのつていく。その経験に基づいてさらにのつていく。その資金的な援助は惜しまないというふうな国のバックアップがなければ、なかなか私はこの問題は進まないと思うのです。

それから次に伺いたいのですが、普通教育のワグの中でこの特殊教育をこなそうとするからなかなか進まないと思うのです。ですから、教育として普通教育のかさの下にのつて、やはり独自の特殊教育の教育体系というふうなものがあ

り、それに必要な教員養成、あるいは教員の待遇もはつきり確立しなければ、何ぼ上のほうからしりをひっぱたいても、あるいはまた父兄から要望があつても、なかなか取り組まないのじゃないかというふうな、私はいままでいろいろ調べてみて

そういうふうな感じがするわけをごさいます。この前も私は、たしか灘尾さんが文部大臣のところに二度ばかり質問書を出し、あとでまた高見さんが委員長

のときに委員会でも質問をしたことあるわけでごさいます。たとえば教員の問題でも、ほんとに資格を持って、熱意を持ってこれに当たっている先生というものは非常に少ないだろう

と思うのです。まあやむを得ずやっておるといふ先生は多いのじゃないか。これはやはり普通の教育と違って、努力もたくさん必要だし、たいへんだし、教育の効果そのものも、必ずしも簡単にあがつてくるということでもないのです

いし三割ぐらいの加俸をプラスし、また定年なんかの場合も、一つの経験者ですから普通の教師と違つてもつと定年は考えてやろう、三年でも五年でも延ばしてやろうというふうな、独自の教育体系というものがここにないと、補助金をふやしたというだけでは、あるいはまた資金のバックアップをしたというだけでは、この問題は進まないのじゃないかというふうな感じがするわけでごさいます。この問題、いかがでございますか。

○岩間政府委員 まことに貴重な御意見でございますが、私も本年度から教員の待遇の改善につきまして全般的に検討を進めようということですが、それに必要な予算もつたわけでごさいますので、特殊教育につきましても、ただいま先生御指摘になりましたような線を中心考へながらこれに対処したいというふうに考へる次第でございます。

○鈴木(一)委員 特任教員の養成については現在の体制では私は足りないだろうと思うのです。ですから、こういうふうな養成についても、積極的な養成のしかたを考へ、同時に、そういうコースに進む学生に対しては、奨学金くらいは優先的に出してやるとか、そういうふうなことも必要

じゃないかというふうに考へておるわけでごさいます。現在あれですか、特殊教育を受け持っておる先生の数、それからまた、その中で免許を持っておる人のパーセンテージはどの程度のも

ですか、伺いたいと思います。

○岩間政府委員 大ざっぱに申しますと、現在担当の教員が二万五千名程度ございまして、そのうち免許状を持っております者が約六〇%となつております。

○鈴木(一)委員 四、五年前から比べると教員の数は若干ふえておりますけれども、しかし前は大体三〇%くらいしか免許を持っていた先生がい

なかつたわけでありまして、その後いろいろな形で努力をして免許を取られたわけですか。

○岩間政府委員 そのとおりでございます。特

は、教育委員会のほうとも協力をいたしまして、また大学につきましても、四十五年、大学に養成課程をつくりまして、その資格の付与ということにつきましても努力をされているわけでごさいます。また、これから年次計画をもちまして養護学校を増設してまいらるにつきましても、それに必要な教員は必ず確保するということをやつてまいりたいというふうに考へております。

○鈴木(一)委員 現在、特殊教育の対象となるべき学童数ですね、しかも、実際その中で特殊教育を受けておる者はどの程度のものなのか、統計がございましてお知らせ願ひたい。

○岩間政府委員 概数を申し上げますと、特殊教育の対象になる児童生徒は五十三万人くらいというふうに見込んでおります。そのうちで就学いたしておりま

す者が十六万人強でございます。比率にいたしますと三〇・九%、まだ約三二%ということでごさいます。そのうちでは視覚障害、聴覚障害、肢体不自由というふうなところはかなり進んでおりますけれども、ただいま御指摘いた

された精神薄弱とか、病弱、虚弱とか、そういうふうなものにつきましてもまだその普及が広がっておる、そういうふうな状況でございます。

○鈴木(一)委員 そうしますと、いろいろ努力はされてこまできておりますけれども、約七〇%の学童はそういう教育の対象になっていないというところなので、これはやはりよほど馬力をかけて特殊教育の振興をはかつていかなければ問題の解決にはほど遠いということにはなると思うのです。いままでの努力は決して私はしてなかつたとは言いませんけれども、まだまだこれからだ

というところに私はなるだろうと思うのです。ですから、ただこ

必しもそういうものではないと思ひます。ね。まだまだこれからしなければならぬ部門がたくさんあると思ひます。

【委員長退席、谷川委員長代理着席】

一気になかなかできないことだと思ひますけれども、まあひとつ特別の配慮をやる。そのためには研究のための特殊教育のセンターもでき、一応のことを進めていく体制というものはできてい

ると思ひます。それをさらに拡大しながらいまままでのようなまぬぬい考へでなくて、これをやることによってほんとうの日本の教育が完成するのだ。義務教育の面ではいろいろ問題があつても、とにかく九九・八%の就学率だが、片一方はこういう状態だ。いわばこれは、特殊教育も一般教育も車の両輪だというふうな考へ方を新たに

して、この問題に真剣に取り組んでもらいたいと思ひます。大臣がかわるたびごとに、所信表明では特殊教育の振興ということがうたわれるわけでありまして、坂田さんもそうでしたし、高見さんもたしかそうだったと思うのですが、しかし、こうしてみると、補助金が上がったばかりで何もここにぐんぐん進めていくというふうなことがないと思ひます。

他国の例を引いて恐縮ですが、なくなつたアメリカの大統領ケネディも、自分の身内に精神薄弱がおつたためにいふんこの問題に対しては熱意を示し、精進と戦う委員会というものを大統領直屬に設けて、そうしてアメリカのおくれている精神薄弱の教育を進めていった。そのときのあ

いさつなにかを聞いてみても、ただ人的資源をどうのこうのする、そういうことじゃないのだ、アメリカの未来を開くかぎだ、不可能を可能にする一つの行き方なんだといったふうな、非常に次元の

高いあいさつをしているわけでありまして、やはりそのくらの意気込みでなければ、おくれたこの特殊教育を振興することは不可能だと思ひます。

また、課長さんの寒川さん、いふん長い間同じポストにあつて努力をしておられることは多

いたしましたし、四、五年前に、寒川さんにはかわつてもらつて困るということでお願ひしておつたのでございますが、その後引き続きやつてゐるその努力は多量にいたしますけれども、やはりここへ来たらもう一段と飛躍する取り組み方というものが必要な段階に来ていると思うのですが、大臣、どう思いますか。

○高見国務大臣 私がかつし一番大きな柱としたしたのは、生涯教育という観点に立つ幼児教育と特殊教育の問題であつたのであります。私はその意味において、ただ補助金をふやすとかなんとかというささいな問題でなくて、私も実は精神の学校の理事をやつておりますが、神さまが地上に一つの生命をお与えになるといふことと、こゝには、必ずそれ相当の意味があるといふことを私はしみじみ感じております。どんなにかな子でありましても、何かはなし得る能力を持つてゐるのであります。鶏を飼いますといふと、日本一の鶏飼になれる子供がおります。豚を飼わせますといふと、豚がなつて日本一の豚飼になれる子供がおります。私は、これらの能力を引き出すことがほんとうの教育であらうと思ふのであります。ラテン語のエデュケーションといふことばは、ものを引き出すといふことばであります。私は、特殊教育といふものが子供のうちにひそむもの、天の与えた子供のうちにひそむものを引き出すといふことが何よりも大切なことであると思つております。この問題にはおさなりの御答弁は申し上げません。真剣に取り組んでおるといふことをひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○鈴木(一)委員 もう時間がありませんからこれでやめますが、演説だけじゃなくて、具体的に示していただきたいと思ひます。

○谷川委員長代理 山原健二郎君。

○山原委員 もう全く物理的に時間がございせん。安里先生もおられますし、また小林先生、また木島先生なども発言通告されておるわけで、一つの法案が成立する段階で、法案についての質

疑がございふ状態では、これは全くやりきれない感じがするわけですが、しかし本日の本会議に上程したいといふこのことに對して、私も協力する意味で、きわめて簡単に質問をいたしたいと思ふのです。この点は委員長ぜひお聞きおきたいでございます。

一昨年の九月でありましたが、本委員会におきましてわが党の寺前議員が実は東京都保谷市の東伏見小学校のプレハブ校舎の火災の問題で質問をしたことがあります。そのときに前坂田文部大臣は、もうこういう状態は一日も早く解決をしなければならぬし、そのために最善の努力をするといふことを言つておられるわけで、この仮設校舎、プレハブ校舎の問題は、前々から問題になつてゐるわけですね。ところが、年を経ることにその数がふえておるといふ状態、安曇管理局長の十日の答弁におきましても、来年度もふえるといふ状態ですね。これでは問題の解決にならないわけでありまして、ほんとうに抜本的に国民の子供として教育を受ける権利を持つておる子供に對してどう対処するかといふことについては、文部大臣をはじめ文部省として、私は重大な決意を持つ必要があると思ふのです。特にことしは、くしくも教育基本法が制定された二十五周年に当たります。その時期においてなおかつ子供たちが、校舎のすみで伸び伸びと遊ぶまいという状態が過密地帯においては起つておられます。私の県のような過疎地帯におきましては、学校統合のために十数キロも学校へ通わなければならぬといふような状態が放置されている。そういう状態の中から、この前指摘しましたように、たとえば小学校五年生の数学を見てごらんないですか。実がわかんないという状態。半数じゃないです。実が三分の二がわかんないという状態で子供たちが放置されてゐるわけですね。これでは一体為政者として、子供たちにほんとうに正しくこたえた教育行政ではないと思ひます。この点について大臣はほんとうにこれを抜本的に解決をしていく決意があるかどうかといふことを伺ひたいので

す。

その前に、現在出ておりますところの仮設校舎あるいは不足教室といふものですね、これを改善するために一体どれだけの金があつたら解決しますか、それを伺つておきたいのです。それを計算をされたことがありますか。

○安嶋政府委員 資料でも差し上げてございませうが、いわゆるプレハブ校舎の数は小・中学校合わせて四千百四十三教室といふこととございませう。概算でございますが、これを解消するためには百億円程度が必要かと思ひます。

○山原委員 実は、そういう計算も精密に私はやつてもらいたいと思ふのです。これだけのものがあれば問題が解決するといふやつが出なければ、それに対して国民的規模で文部省をささぐていくといふことの中から問題が解決されると思ふのです。私の試算したところでは、これは全く個人的な試算でありますけれども、皆さんからいただいた不足教室、小・中学校八千九百八十六、それから要改築が小・中学校合わせて四千二百六十三、これを合算して、不足教室の分は九千と考へまして、これを十八学級として割つてみると、まず五百校、それから要改築の場合が二百十三校、これを大体一校について十億円と計算をしてみます。これは土地の問題が入るわけですね。用地の問題なんか話にならないのです、三千万円くらい補助では、これは現在の土地の値上がりの中で全く話にならないことを文部省としては考へておるわけですね、用地取得のために少なくともいま四億円は要するのです。それから校舎を建てる。校舎を多く見積もつて十億と考へましても五千億、文部省の考へ方では、現在三分の一ですから三で割りますと千六百六十七億、私どもは党としては三分の二の補助をすべきだと思つてゐます。そうしましても三千三百三十三億。これを五カ年計画といたしますと、私の計算では非常に多く見積もつても一千億程度の金、さらにもつと八百億くらい金があれば問題は解消でき

るというふうに私は考へるわけです。そういう目標といふものはつきり立ててもらつて、これを解消していくんだ、こういう決意を私は持つてゐたいと思ふのですが、その点についての高見文部大臣の重大なる決意を發表していただいて、それで私は質問を終わりますから、よろしくお願ひします。

○高見国務大臣 山原君の御質問にお答えをいたしますが、文部省としては昭和四十三年度から事業量は大体倍にいたしております。この事業量を倍にするといふことは容易ならぬことであります。ことに土地の値が非常に高い。御指摘のとおりのこととあります。そこへ持つてきて、あなたの高知県にもあると思ひますが、過疎地帯のドーナツ現象といふものが目立つてきた。過密過密といひますが、過疎地帯にもなおドーナツ現象が実はあらわれておるといふようなことを将来はやはり考へなければならぬ問題じゃないかという感じすら抱いておられますので、私は全力をあげましてこのプレハブ校舎だけはすみやかに解消する努力をいたすといふことだけ申し上げておきます。

〔谷川委員長代理退席、委員長着席〕

○山原委員 時間がありませんからこれで終わります。

なお、この問題については、教育的観点からいろいろ論議すべき問題があると思ふのです。その点については、また一般質問等でやらせていただきますと思つております。

○丹羽委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○丹羽委員長 ただいま委員長の手元に、野中英二君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五党共同提案による本案に対する修正案が提出されております。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

○丹羽委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。野中英二君。

○野中英二君 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五党を代表して、ただいま議題となっております義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明を申し上げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正案の趣旨は、本案の施行期日はすでに経過しておりますので、これを公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用することに改めようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○丹羽委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○丹羽委員長 これより原案及び修正案について討論に入りますが、別に討論の申し出もございませんので、直ちに義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、野中英二君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、修正部分を除いた原案は可決いたしました。

これにて本案は修正議決いたしました。

○丹羽委員長 ただいま修正議決いたしました本案に対し、小沢一郎君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。小沢一郎君。

○小沢一郎君 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五党を代表して、ただいまの法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

義務教育諸学校の重要性和地方財政の現状にかんがみ、政府はすみやかに次の措置を講ずべきである。

一、公立小学校の屋内運動場の新增築費に係る国の負担割合を二分の一に引き上げるよう努めること。

二、義務教育諸学校の危険建物の改築費に係る国の負担割合を二分の一に引き上げるよう努めること。

右決議する。

以上であります。

その趣旨につきましては、本案の審査に際し十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきますと思ひます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丹羽委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府の所見を求めます。高見文部大臣。

○高見文部大臣 公立義務教育諸学校の施設についてのただいまの御決議につきましては、御趣意を体してその実現をはかるよう十分努力をいたしたいと考えております。

右、所信を申し述べました。

○丹羽委員長 なお、ただいま修正議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○丹羽委員長 本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後一時四十八分開議

○河野(洋)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。安里積千代君。

○安里委員 沖縄復帰対策要綱におきまして、私立大学の統合の方針が進められて、現地沖縄におきましてもその体制が整えられておる状況にありまざるけれども、この私大の統合の方針は、沖縄におきまします私大の基準というものが本土の基準に達しない、それを統合することによって、充実したところの大学教育を進めるといふ趣旨において統合の線が方針として進められたということとは理解できるわけではございません。しかし、その方針では沖縄の教育の実情、特に戦後におきまします特殊の事情下におきまします沖縄の教育、その中におきまします私大、特に昭和三十三年に設立認可されました沖縄大学の果たしてきたところの使命あるいはその実績というものを対峙したところの理解が欠けておったのではないかと、こゝろこゝろに思ふわけでありま。この統合の方針からしますと、すでに五千有余の卒業生を出しております、そしてまた、年間相当の学生を有しておりますところの大学そのものがこれから廃校になるという結果になるかと思ふわけでありま。

そこで、この方針に対しまして、沖縄大学の当局者並びに学生の間に、おきまして、非常に強い反対がございまして、復帰を前にいたしまして紛争が行なわれておるといふこともお聞き及びのことと思ひます。復帰を前にいたしまして大事な教育問題が、このような紛争の中に復帰を迎えるということとはまことに残念であり、あと味の悪いことでもありま。また、今後の沖縄の教育にもいろいろな影響を及ぼすものだ、こゝろこゝろに思ふわけ

でございます。そこで、いろいろな問題が復帰対策としてなされておりますけれども、この大事な問題が紛争のまま復帰を迎えるというところであつてはならない、こう考へておりますが、これに對しますところの文部当局の御方針、御意見を承りたいと思ひます。

○木田政府委員 いま御指摘もございましたように、沖繩の本土復帰に際しまして、従来沖繩で長期間にわたつて私立大学としての經營が行なわれ、それなりの実績をあげてこられた沖繩大学あるいは国際大学につきまして、これらを本土の基準に適合するようないい大学にして本土復帰を迎えたいという関係者の御希望もあり、私どももしかるべきことを考へまして、團體の復帰対策要綱にも、そのことを含めて、できるだけ復帰以前の段階におきまして、いま御指摘もございましたように、沖繩、國際両大学の統合のことをお骨折りをいただいてきた次第でございます。

関係者が当初予定いたしましたように、そのことが円満に進んでいくことが最も願ひしいことでございましたが、私どももまた直接の施政権を持つておるわけでもございせんけれども、沖繩の当局であります私大委員長その他関係者とも連絡をとりまして、せつかく沖繩当局との十分な打ち合わせの上で本土政府が決定いたしました復帰対策要綱に沿ひましてその処理に当たるところであります。最後の段階まで努力を重ねてきたところでありまして、一部沖繩大学の関係者の方々に、あるいはまた学生の間に異論が起つて、今日の事態におきまして必らずしも両当局の関係者が予定しておりましたように円滑な統合が進むという状態にないことは残念に思つております。しかしながら、せつかく復帰を機といたしましていい大学を育てたいという関係者の熱意、このことは私は間違つておらぬと思ひます。その方向に沿つて最後まで努力をし、今後ともその方向に沿つて事を進めていきたいと考へております。

○安里委員 その方向で進めたいということでございますけれども、そうしますと、いまの沖繩

大学、すでにことしの入学者も七百人から受け入れておるようでありまして、しかも、いままでの方針からしますならば廃校になるというふうなこともいわれておるにいかかわらず、受験生が募集の倍にも及ぶというふうな、實際これは教育を受けようとする者の声としてあがつてきておることは、この事実でもわかると思ひわけでありまして、そうなりますと、この方針のとおりいきますと、五月十五日以後におきましては、沖繩大学というものは結局大学として認められないという結果になり、希望を持って入学したところの若い人々の希望もすっかり失わせるという結果になる、こう思ふわけでありまして、その点についてもそれではないといふ考へでございます。

○木田政府委員 昨年の暮れまでの段階におきまして、沖繩の私大委員会委員長はじめ関係の方々、而大学の統合の線に沿ひまして、新しい大学の施設と既存大学におきまして事後の処理、それは新しい学生募集等を行なわれないで、統合した大学へのその統合の実があるように処置をするということにつきまして、而大学関係者から合意をもらひながら努力をしてこられました。昨年暮れの段階におきまして、私ども聞かされておりますところによりますと、沖繩大学においても学生の新しい募集は行なわれないという御態度をきめておられたかに何つております。そうした間、新年度を迎えながら――予定の線に進むものとして考へておりましたけれども、四月を前にして急に沖繩大学のほうでは新学生の募集を行なわれるという、私ども予想だにしないようなことが新聞に伝えられてまいりました。その事態につきまして重ねて私大委員長その他関係者から現地の実情等も聞き、せつかくその時点まで関係者が同じ方針で進めてきたことであるから、なお新学生の募集等のことが行なわれるようになった段階におきまして、望ましいと考へて進めてまいりました基本線にのつとつてその後の処理が行なわれるように、また現地の私大委員会その他関係者からもそ

のようなお骨折りをいただいてきたところでありまして。しかしながら、四月を過ぎ、五月に近づいてまいりまして、現実に新しい学生の募集が行なわれ、その後の処理のことにつきまして、関係大学の当事者間の協議が必ずしも当初の方針のとおりに進まないという段階で、私大委員長から何らかの特別な方法がとれないかといふ御相談がまいりました。私どもは、安里委員御承知と思ひますけれども、四月二十八日に沖繩の復帰に伴います特別措置法に基づいて政令の定めもいたしまして、その際、従来どおりの、御相談してまいりました方針で統合された大学と短期大学につきましては、五月十五日現在本土の相当する大学になつたものとするという措置もとつて、なおかつ、その後の事態につきましても関係者の努力を期待しておつたところでございますが、私大委員長と関係者の努力にもかかわらず、新たに募集をいたしました沖繩大学の学生の処理その他につきまして、復帰時点までにどうしても円滑な解決を見出しがたいから、とりあへず学生については何らかの措置を講じてほしいという御要請がございました。その現地の私大委員長の御要請を受けまして、本日の閣議で、沖繩の復帰に伴います特別措置法の九十四条に基づきます政令の、すでに公布してありますものの一部改正をきめていただく、この沖繩復帰の特別措置法が施行されます際に、すなわち五月十五日でございしますけれども、さきの政令で予定いたしました沖繩國際大学あるいは短期大学以外のもの、現実に沖繩國際大学と國際大学でございしますが、それに在学する者がありますときは、年数を一応区切りまして、その在学する者についての救済措置を講ずるという改正を実は本日の閣議にお願いをし、十五日の復帰に合わせまして処理することにしたしてございします。

○安里委員 救済措置とおっしゃいますけれども、救済措置といふものはもう少し具体的に言いますとどういふことなんでしょうか。

○木田政府委員 五月十五日に、國際大学には周

題はないと承知をいたしておりますが、沖繩大学に在学する者がなお残つてゐる者があるといふときは、学校教育法の規定による大学とみなすという措置を講じます。しかし、そのみなすといふのは、その在学者が当該大学または短期大学に在学しなくなる日、または大学にあつては昭和五十一年の三月三十一日、短期大学にありましては、昭和四十九年三月三十一日のいずれか早い日までといふことでございまして、それ以後は大学とは考へないといふ政令でございます。

○安里委員 と申しますのは、ことしいまの沖繩大学に入学者は、五十二年となりますといふゆる卒業をする年、そのときまでは結果的にはこの沖繩大学の存続を認めるというよりなことに、具体的に言えばそうなるわけですか。

○木田政府委員 その間にお骨折りに沿ひまして、復帰後は私どもも直接に關係することにならうかと思ひますけれども、統合学校をより立てるべく関係者の努力を促し、私どももさういふ方向でつとめてまいりたいと思ひます。しかし、どうしても新しい大学への移籍その他をがえんじない学生があります場合には、その学生が勉強をして正規に卒業できるまでの間は大学として取り扱うという意味でございます。

○安里委員 当面するいまの紛争に、沖繩の私大委員長からの要請に基づいて一応そのような措置をとられたといふことでございしますが、これは確かに復帰にあつた紛争を一応おさめると申しますか、一つの道をつけたといふたものと、こう考へますが、ただあの当時、在学中の者についてはいまのような措置がとられるといふことが復帰対策要綱にも示されておつたわけですが、實際問題として疑問が出てきますのは、大学自体といふたしましては、五十一年までの間といふものは大學生といふものはだんだん少なくなり、大学の經營が實際的にできない。当局の考へておられるのは、そういった事態から詰めて統合するところの大学への移籍といふことを予想すると申しますか、期待した上の処置、こういふふうに理解して

よろしゅうございますか。結果的にはそうなるのでしようか。

○木田政府委員 復帰政策要綱にも示されておりますように、本土の基準に適合したい大学として統合した大学をより立てるといふ方向で進みたいと考えております。

○安里委員 対策要綱といたしまして文部省の考えておりますいまの統合の方向、そうして内容も充実していこうという方針は、先ほど申しましたように決して否定するものではございません。ただ、この統合と申しましたが、従来あった沖繩大学の施設、資産、それもいまの統合される大学に寄付行為として出されるものではなくして、これらは除かれたものという事になってくるわけですね。いろいろな施設、それから十何年にわたって築き上げられたところのものが、復帰の段階にあたって無に帰するといふような結果になるという事は、大学当局にしましてもたいへん忍びないことでありましようが、それよりもこういふことが考えられぬだろうか。結局、沖繩におきます統合の問題というものは、従来の沖繩私大というものが、教授陣その他いろいろなものが本土の基準に達しないということが大きな原因になっておると思うわけです。それとも、私大が幾つもあったのではあいが悪いのだというように立場ではなからうかと私は思うわけですが、沖繩においては私大が一つでいいのだというように考えてもってやられたとすれば、また私は議論があると思うのです。しかし、せっかくある、あるけれども、いろいろな都合から施設あるいは基準に合わないものがある、だから統合して一つの合うものにする、これは一応わかるわけでありまうけれども、それは非常に実情に沿わないものであることも、あまりに一つの型にはめた考え方でないかという気持ちもするわけです。そのいろいろな基準に合っていないのが今日まで来たという事は、これはもちろん言うまでもなく、沖繩が政治的にも切り離されておった、本土政府の私大振興に対します援助も十分及ばないし、あるいは

教授陣に人を得るにいたしても、そういう切り離された中にありまして十分ではなかった、こういう結果が私は基準に達しないような大学になったのだ、こう思うわけです。

大学があればいいというのではなくて、もちろんそこに学ぶ者が十分なることの学業が修得できることが目的でございますので、学生でございまして、大学卒業という肩書きさえ取ればいいというのではなくして、どれだけ学び得たか、それがものをいうわけなんです。その点から言いますならば、基準に合わない点は合わすようにしなければならぬと思ひますけれども、これまで沖繩でやってまいりました私大の計画から見ますならば、こういうすべての基準に達しない隘路をつくった条件というものが、復帰によって除去される、私はこう思ひます。また、要請書も大学等からも出ておると思ひますけれども、大学自体としても基準に合うようにいろいろ努力をしておる。学部、学科の縮小整備、教授陣の充実あるいは施設の完備、あらゆる面に対して基準に達するよう努力を続けておられるものと思ひます。そうしますれば、いままでの基準に達しなかったものも、復帰後におきまして十分達し得るところの道がある。だから、基準に達しないからもうなくしてしまえというのではなくして、むしろ積極的に基準に合うような指導あるいは援助をする、そういうことによつて、せっかくあるものをさらに充実していくという方向に積極的に進められるところの方途はなかったものであろうか、こういふふうに思ひますが、いかがでしょう。

○木田政府委員 ただいままで御説明申し上げてまいりました措置は、復帰時点におきまして復帰までの大学の取り扱いのことでございます。本土に復帰いたしましたあと、沖繩県におきまして私立大学が一つであるかどうかというようなことを考へておるものではございません。少なくとも復帰までに沖繩大学に起こつておりました事態につきまして、それを復帰の時点でもう取り扱ひうかといふことにつきましては、琉球政府御当局と事前

に十分の御相談も申し上げまして、いま安里委員がお話しになりましたような統合していいものにして復帰を迎えるということまで今日に至つております。したがって、この時点でその問題につきましても、考え方を変えたいといふことはこれはできないことかと思ひます。しかし、復帰以後どういふことが起こるかといふことは、復帰以後は本土と同じようにいろいろな諸施策を進めるといふことでございまして、新たに全部出直して考へるといふことはもちろんあり得ることでございます。新しい大学の御希望も起こり得ることでございます。しかし、いままでの対策要綱でございまして、復帰後のことをいっておるわけではございませんから、私どもとしては、復帰の時点におきましていままであった大学をどう取り扱ひうかといふことにつきましては既定の方針で進みたいと考えております。

○安里委員 わかりました。いまのお考え、了解できると思ひます。そこで、沖繩大学の事情というものをすてに御承知であると思ひますからあえて申し上げませんけれども、沖繩の人口の三分の一を擁します那覇市にありまして、多くの勤労学生の学費最も便宜な位置にあるし、また、いままで基準に合はなくても、これは十分基準に合うような大学にもり立てていくことができる立場にある、私はこう考へております。復帰の段階におきましても、今後の沖繩の特殊な教育——いろいろな点においておくれたともいわれておりますけれども、この振興のためには格段の御努力をお願いしたい。そのために琉球大学も国立に移管していただきますけれども、単に国立にしたというだけでなく、名前だけでもなくして内容が充実しませんとこれは意味をなしませんし、大学も統合したからといって、形式だけあつたてて意味をなしません。内容の充実したものに持つていくといふことは、私大あるいは国立を問わず必要なことだ、こう思ひます。いま沖繩の場合には、復帰にあつては、たとへば教育委員制度の問題だ何だといろいろな問題がございまして、沖繩の特別事情の中に定着したものを、本土に復帰することによつて、政府の方針を何でもかんでも押しつけられておるといふ感じを一部にやはり与えておる点もあるわけでありまして、そういう点を排除する意味におきまして、やはりこれからのやり方、復帰の段階においては一応こうしておくれども、今後の私立大学の振興のために、国立大学の充実のために、ひとつ積極的な御指導、御援助を特にお願いを申し上げます、私の質問を終わりたいと思ひます。

○河野(洋)委員長代理 次回は来たる十七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十分散会